

令和6年  
3月1日から

市区町村の窓口での

# 戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！  
1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、  
最寄りの市区町村の窓口  
に請求できます！

ここが便利に！  
2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国  
各地にあっても、1か所の市  
区町村の窓口  
にまとめて請求  
できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。  
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ボクは  
コセキツネ!



とっても便利に  
なるんだね!

令和6年3月1日から、戸籍証明書  
等を最寄りの市区町村の窓口でも  
取れるようになるんだ!  
さらに、一か所の市区町村の窓口  
にまとめて請求できるよ!



そんなことないよ!



君はだれ?

## 広域交付始まるの巻

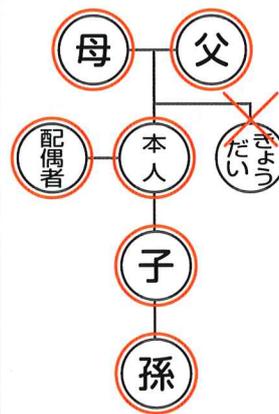


大変だ  
相続の手続を  
したいけど、  
本籍地が全国  
各地にあるから  
戸籍証明書を  
集めるのが  
大変だなあ...



## 広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。



本人の戸籍証明書等だけでなく  
・ 夫又は妻(配偶者)  
・ 父母、祖父母など(直系尊属)  
・ 子、孫など(直系卑属)  
の戸籍証明書等も請求できるよ!



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

最寄りの窓口で  
取れたよ!



これで相続登記も  
ばっちりだね!

なるほど!



きょうだいの戸籍証明書等は請求  
できないから気をつけてね!



ほかにも  
便利な制度が  
始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP

